

## 信玄公祭りブラッシュアップ事業企画運営業務仕様書

本仕様書は、山梨県（以下、「甲」という。）が発注する「信玄公祭りブラッシュアップ事業企画運営業務」を受託する者（以下、「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

### 1 委託業務名

信玄公祭りブラッシュアップ事業企画運営業務

### 2 業務目的

- ・信玄公祭りは戦国時代の名将・武田信玄をたたえる祭りとして甲府駅周辺を主会場とし甲府市内各所において関連行事を実施し、県内最大級の祭りである。R7年度第51回の観客動員数は3日間で約17万4000人の観客動員を記録した。
- ・本事業では、県全体の祭りである信玄公祭りの魅力向上を図り、「開かれた山梨」の姿を発信するため、平和の祭典として地域や世代、国籍を超えた新たな交流を創出する。
- ・万博のような華やかな雰囲気を創出するとともに、県民が地域の価値や誇りを改めて再発見できる空間を構成する。

### 3 業務期間

契約締結日から令和8年7月31日（金）まで

### 4 業務概要

乙は、以下の業務を行うものとする。

- (1) 山梨県庁前庭での魅力向上事業の企画運営
- (2) 広報の実施
- (3) その他、事業を遂行する上で必要な業務

### 5 業務内容

乙は、次に掲げる項目について、甲と協議の上、実施すること。なお、本仕様書に記載のない事項については、委託業務の受託者として決定した際の企画提案書等の事項のうち、県の指示するものについては、契約書又は仕様書に追記する。

#### (1) 山梨県庁前庭での魅力向上事業の企画運営

##### ① 全般的事項

- ・開催日は令和8年4月4日（土）とする。
- ・開催場所は県庁前庭を基本とし、別紙図面の赤枠で図示した使用範囲とすること。必要に応じて、周辺の他の場所を使用することを妨げない。
- ・車道は使用しないこと。
- ・県庁前庭の使用料は免除。ただし、周辺の他の場所を使用する場合の使用料は契約額に見込み、計上すること。
- ・開催時間は午前10時から午後5時まで程度とする。詳細は甲と協議して決定する。
- ・万博のような華やかな雰囲気を創出する工夫を行うこと。業務目的を踏

まえたイベント名称を設定すること。

- ・信玄公祭り実行委員会や信玄公祭りの関係事業者と隨時必要な打ち合わせを行い、信玄公祭りの実施に支障を及ぼさないよう留意するとともに、信玄公祭りとの相乗効果が図られるよう工夫すること。
- ・会場内の音響・電源、調理、手洗い場など必要な設備を用意すること。
- ・雨、雪、強風等の場合も来場者が快適かつ安全に楽しめる企画とすること。
- ・企画運営者としての入場料徴収や、販売行為等営利事業は実施しないこと。
- ・各ブース出展者が出展及びステージイベントに使用する物品等について、破棄・破損することなく、効率的に往復配達を行うこと。

## ② ブースの設置

- ・県庁前庭に以下のブースを設置すること。なお、設置数・内容は想定とし、詳細は甲と協議して決定する。
- ・参加団体は、乙が責任を持って最終的に決定するものとする。なお、決定にあたっては、甲の了承を得ること。また、市町村を除く参加団体に対して、別に県から謝礼を支払うものとする。
- ・参加団体の駐車場を確保すること。
  - 「地域交流ブース」（ブース数：27（各市町村））  
内容：市町村による各地の魅力（歴史・文化・自然・産業）紹介
  - 「伝統芸能ブース」（ブース数：5）  
内容：保存団体による各地の伝統芸能紹介
  - 「親子や子ども同士の交流ブース」（ブース数：2）  
内容：親子や子ども同士の交流・体験
  - 「海外姉妹友好地域交流ブース」（ブース数：3）  
内容：国際交流団体による海外姉妹友好地域等の食や文化の紹介  
下記ホームページ参照  
<https://www.pref.yamanashi.jp/kokusai/sistercityrelationship/top.html>
  - その他（ブース数：3）
    - ・甲州八珍果を使った伝統菓子などを複数紹介
    - ・土木事業や経済政策など武田信玄の軍事面以外の功績紹介
    - ・来場者に短冊を配布して願いごとを記載してもらい、掲出
- ・複数のブースの周遊を促進する企画を実施すること。
- ・各ブースの装飾を行うこと。また、地域交流ブースにおいて各市町村の魅力をPRするための展示パネルを作成すること。ブース出展者とのデザインやレイアウト等の協議、調整を行うこと。
- ・各ブースには、出展者が利用できる机とイスを設置すること。机とイスの数量や配置は、ブースの用途やスペースに応じて甲と協議の上決定すること。

## ③ ステージイベントの実施

- ・県庁前庭にステージを設置し、「伝統芸能」「海外姉妹友好地域交流」「子ども交流」等に係るイベントを実施すること。一部、見学者も参加できる

内容を盛り込むこと。

- ・こうふ亀屋座も使用してステージイベントを実施することを想定し、会場使用料は契約額に計上すること。周辺の他の場所を使用する場合も同様とする。
- ・参加団体は、県からの事前打診において複数想定するものであるが、最終的には乙の責任をもって決定し、甲の了承を得ること。なお、市町村を除く参加団体に対して、別に県から謝札を支払うものとする（ブース設置の謝札を支払う場合は、重複して支払わない）。
- ・ステージ司会者を配置すること。
- ・その他、出展者等との間で、事業を遂行する上で必要な調整を行うこと。

#### ④ 控室設営・鍵の管理

- ・甲が貸与する各団体の控室（10部屋）に団体毎に姿見1台、団体参加者が利用するハンガーラック、シングルハンガー、ブルーシート、衝立を用意する。
- ・甲が貸与する控室の鍵の管理を行い、鍵管理責任者（氏名・所属・連絡先）を事前に届け出ること。

#### ⑤ 効果検証の実施

- ・来場者・ブース出展者・ステージ出演者それぞれに対し、本事業の満足度や課題等を回答するアンケートを作成、配布、集計、分析を行うこと。
- ・アンケート記載内容については、甲と協議の上、事業の効果を測ることができる内容とすること。
- ・アンケート結果・分析は取りまとめの上、甲へ提出すること。
- ・アンケート回答者に対してノベルティを配布するなど、回収率向上のための工夫を提案すること。

#### ⑥ 安全管理

- ・滞留スペースと通行スペースを区分し、危険な混雑の排除に努めること。
- ・交通対策における安全配慮を提案すること。
- ・各所への警備員の配置並びに救護体制を提案すること。
- ・安全管理に必要な場合は、警察及び消防等の関係機関と連携すること。
- ・ブースに係る消防及び保健所等関係機関への手続き（必要に応じ甲の支援）を行うこと。
- ・火気の取り扱いについては、施設管理者等と協議の上、関係法令を遵守するとともに消防等関係機関に必要な手続きをとること。
- ・事業の実施にあたっては、賠償責任保険等に加入（乙にて支払うこと）すること。

#### ⑦ 実施スケジュールの作成

- ・契約から業務完了までのスケジュールについて、関係機関との協議や調整、必要とされる許認可等の手続き、事業告知・宣伝、出演者・出展者との調整、事業運営・管理など、業務の一連の流れがわかるように作成すること。

## ⑧ 事業運営マニュアル、当日の台本の作成

- ・ 事業全体の運営・管理に関する具体的なマニュアルを作成すること。
- ・ 当該マニュアルには、実施体制、人員配置、緊急時の連絡体制及び救急体制等も併せて記載すること。
- ・ 当日の進行にあたっては甲と協議の上、台本を作成すること。

## ⑨ ブース出展者、ステージ出演者用のマニュアル作成

- ・ 事業運営マニュアルを基に当日の運営・管理についてブース出展者、ステージ出演者用のマニュアルを作成し、配布すること。

## ⑩ 機材の調達、設置及び撤去

- ・ 事業の実施に必要な機材を調達し設置するとともに、事業の開催期間中の管理及び撤去を行うほか、設置等に必要な手続きを行うこと。
- ・ 記載の設置及び撤去の日程や設置場所などについては、実施スケジュール及び運営マニュアルに記載すること。設置日は原則4月3日（金）午後5時15分以降、撤去日は原則4月5日（日）とすること。

## ⑪ 事業の運営

- ・ 実施スケジュール及び運営マニュアルに基づき、必要な人員等を確保し事業を運営すること。
- ・ 事業の開催期間中に実施スケジュール及び運営マニュアルを変更する必要がある場合は、甲の指示に従うこと。

## ⑫ KPI

以下の達成状況を測定し、実績報告書に記載すること。

- ・ 満足度  
目標：アンケートで「満足」以上が80%以上

## ⑬ その他

- ・ 事業の実施にあたっては、関係法令等を遵守すること。
- ・ 清掃、ごみ箱設置、ごみの回収・処分など環境美化を実施すること。
- ・ 事業内容に応じて、誘導員・警備員を配置すること。

## (2) 広報の実施

- ・ メディア等の様々な広報媒体を幅広く活用し、県内外の観光客の目に留まり、来訪が促進されるよう、効果的な情報発信を行うこと。
- ・ 当日のチラシを3,000部作成すること。チラシには、参加団体等の紹介を掲載すること。
- ・ 信玄公祭り実行委員会が作成するポスターを400部増刷し、県内小学校、中学校、高等学校、及び特別支援学校へ配達すること。

## (3) その他、事業を遂行する上で必要な業務

- ・ 乙は、業務終了後、速やかに以下の内容を記載した実績報告書（任意様式）の電子データを甲に提出すること。

- ① 事業概要（内容、参加者数、経費内訳書等）
- ② 広報の実績
- ③ アンケート結果
- ④ 事業を通じて作成した成果品の残余品及び電子データ
- ⑤ 実施状況がわかる動画・写真等
- ⑥ その他甲が指示するもの
- ・ 乙は、関係者との連絡調整、事業に係る問い合わせ対応等、業務に付随する業務の一切を行うこと。

## 6 再委託

乙は、受託業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、効率的な業務実施に必要と認められる業務については、甲と協議の上、業務の一部を第三者に委託することができる。

## 7 業務上の留意事項

- (1) 受託業務の遂行にあたり知り得た一切の事項について、外部への遺漏がないようにすること。また、甲が提供する資料等を第三者に提供したり、目的外に使用しないこと。
- (2) 県庁前庭の使用については以下について遵守すること。  
(演奏等)
  - ・近隣商店や住民に迷惑となる著しい音量を発生させるもの、サーチライト等の光害を発生させるものは使用しないこと。  
(火気)
    - ・直火や熱が地面に伝わるような火気の使用、たき火・花火の禁止。
    - ・火器具等（熱源（電気・ガス・石油・木炭など）を問わず、使用に際し、火炎や発熱が生じる器具全般）を使用する場合は、必ず甲府地区消防本部に相談し、その指示に従うこと。
  - ・食品を販売する場合、匂いの強い食品（鮮魚、生肉、魚介類、漬物等）は個別に包装された食品のみ販売可とする。
  - ・生食用の魚介類、肉の販売は不可。
  - ・食品を販売する場合、決められた保存方法を遵守すること。特に冷蔵保存が必要なものは、冷蔵庫を用意すること。
  - ・酒類の提供を行う場合、関係法令を遵守し行うこととし、出展団体に対してもその旨徹底すること。  
(その他)
    - ・近隣商店の営業に支障が発生させないようにすること（例：匂いが発生する販売、不快な音を発生させる等）。
    - ・舗装の荷重制限（最大 20t/m<sup>2</sup>）を超える重量物を展示しないこと。
    - ・調理を伴う場合は、ブルーシートやマットを敷く等、汚れ防止対策を講じること。
    - ・芝生の育成に影響を及ぼすことがないよう注意すること（例：ゴムシートを芝

生に長時間密着させる)

- (3) 本業務の実施に当たって、甲及び関係機関（施設管理者、警察及び消防等）と隨時必要な打ち合わせを行い、その記録を作成するとともに、甲が申請する使用許可等に関する申請書類の作成及び提出など必要な手続きを行うものとする。
- (4) 本事業の成果品及び資料等について、著作権、所有権等その他の一切の権利は甲に帰属するものとし、甲の許可なく他に使用あるいは公表してはならない。また成果品及び資料等の著作者人格権について、乙は将来にわたり行使しないこと。
- (5) 業務の成果物に使用する映像、音楽、写真、イラストその他の資料等について、第三者が権利を有する著作物である場合には、著作権その他知的財産権について必要な手続き及び使用料等の負担は乙の責任において行うこと。
- (6) 著作権、肖像権等、他の人・団体等の権利を侵害しないよう十分留意すること。成果品や資料等の公開に伴い、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、乙は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ甲に何らかの損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。
- (7) 疫病、食中毒、暴風、大雨、洪水、落雷、地震、火災、暴動その他甲の責に帰することができない自然的又は人為的な現象など不可抗力により運営が困難になり損害が生じる場合においても、甲に対しその賠償を請求することができないものとする。また、責めに帰する事由により、運営に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を自己の負担により賠償するものとする。
- (8) 本業務に係る苦情等に関しては、乙が責任を持って対応するものとし併せて速やかに甲に連絡すること。
- (9) 本仕様書に定める事項のほか山梨県財務規則及び関係法令を順守すること。
- (10) 当該仕様書に記載されていない事項や疑義が生じた場合は甲乙双方が協議をして、これを処理すること。
- (11) 本業務の履行にあたって知りえた個人情報の取り扱いについては、山梨県個人情報保護条例（平成16年条例第35号）に則り、個人情報の適切な取り扱いの確保を図ること。
- (12) 契約期間終了後も含めて、山梨県監査委員の検査の対象となる。検査となつた場合は、委託業務に係る資料提出等に協力すること。また、委託業務に関する会計関係帳簿類等の経理関係書類については、委託業務が終了した年度の翌年度から5年間保存しておくこと。

(13) 業務上付帯的に実施しなければならない業務については、委託料の範囲内において誠実に実施すること。

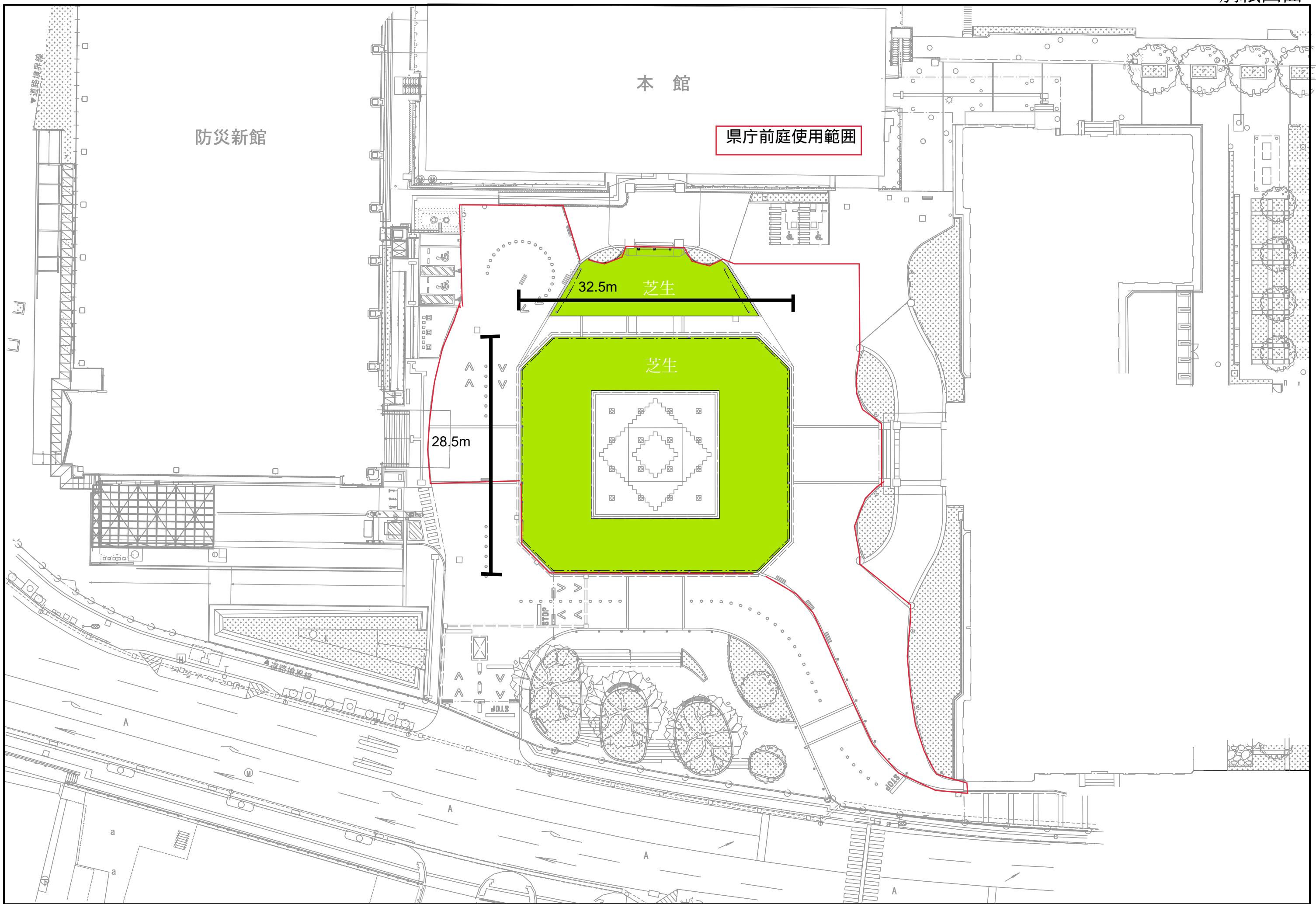
【問い合わせ先】

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号（別館2階）

山梨県観光文化・スポーツ部 観光振興グループ

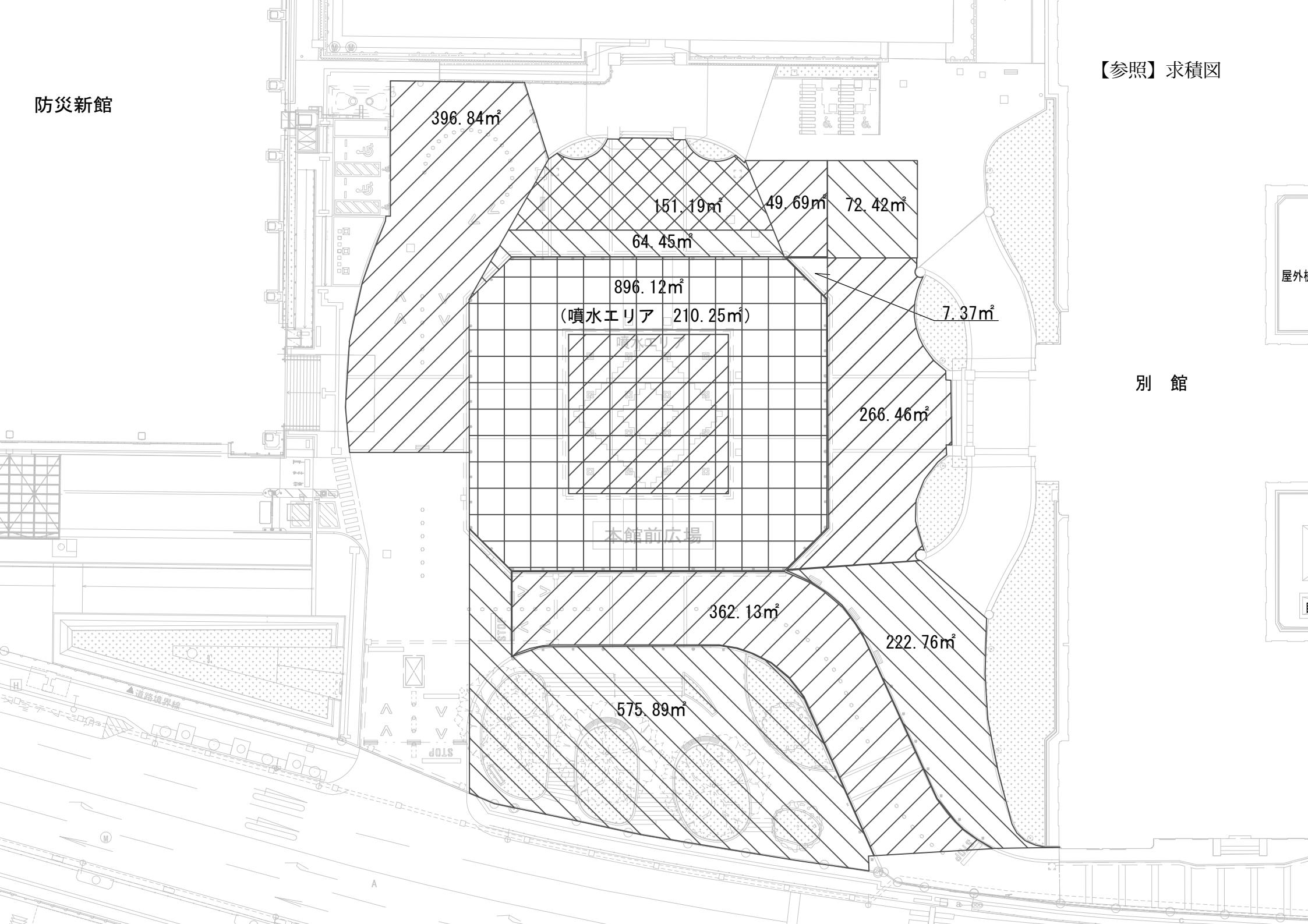
電話：055-223-1557

メールアドレス：[kankou-sk@pref.yamanashi.lg.jp](mailto:kankou-sk@pref.yamanashi.lg.jp)



## 【参照】求積図

防災新館



別 館

屋外机